
令和4年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和4年6月16日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

令和4年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第57号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第2 議案第58号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第59号 令和4年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 議案第60号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(追加分)

- 日程第5 議案第62号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第6 議案第63号 築上町副町長の選任について
- 日程第7 意見書案第3号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴 (児) 者への支援拡充を求める意見書 (案)
- 日程第8 意見書案第4号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書 (案)
- 日程第9 意見書案第5号 保育所等の最低基準 (職員配置・面積基準) と職員処遇の抜本的な改善を求める意見書 (案)
- 日程第10 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第57号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第2 議案第58号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第59号 令和4年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 議案第60号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(追加分)

- 日程第5 議案第62号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第6 議案第63号 築上町副町長の選任について

日程第7 意見書案第3号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を
求める意見書（案）

日程第8 意見書案第4号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）

日程第9 意見書案第5号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と職員処遇の抜本的
な改善を求める意見書（案）

日程第10 常任委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
11番 田村 兼光君	12番 信田 博見君
13番 田原 宗憲君	14番 塩田 文男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	次長 横内 秀樹君
書記 小野 聖佳君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長 ……………		石井 紫君	
総務課長 ……………	椎野 満博君	企画財政課長 ……………	元島 信一君
まちづくり振興課長 ……	桑野 智君	人権課長 ……………	樽本 知也君
税務課長 ……………	田村 貴志君	子育て・健康支援課長 ……	吉川 千保君
保険福祉課長 ……………	種子 祐彦君	産業課長 ……………	古市 照雄君

建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	尾座本三雄君
農業委員会事務局長	…	北代 幸介君	監査事務局長	……………	脇山千賀子君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

開会前ですが、新川町長のほうから、発言の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。

議会開会の初日に、本日追加予算を3件するというところで、皆さんに報告いたしましたが、ちょっと1件だけ、ちょっとまだ、教育委員会のほうの、一応お話ししましたが、国庫補助金の関係、八津田小学校の関係で、まだ調査が未了ということで、まだ終わってないんで、一応今回、今日はその議案は出せないということを皆さんにお詫びしながら、そして、調査が完了して一応全てが終わってから、特別職の給与の減額議案を提案するというところで、御了承のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武道 修司君） それでは、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまより、議事に入ります。

日程第1. 議案第57号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第57号令和4年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第57号令和4年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、本補正予算の所管項目について慎重に審議した結果、新生児助成事業として、新生児の聴覚検査に対しての補助金の支給、ブックスタートフォローアップ事業として生後1歳6か月の幼児と保護者を対象に、本の読み聞かせや絵本等の貸与を行うこと、また、グアムへのレスリングキャンプ及びグアムの中学校の姉妹締結に向けた関係経緯が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第57号令和4年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、本補正予算の所管項目について慎重に審査した結果、名物創出事業として新商品を開発する事業者に対しての補助金交付、椎田駅自由通路整備事業として通路整備に向けた調査に対する経費、特定防衛施設周辺整備金事業として、石堂4号線ほか、日奈古3号線、松丸17号線の道路新設改良工事が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第57号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第58号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第58号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第58号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、石町浄水場外壁塗装補修工事、置石配水地塩素注入施設整備工事に伴う工事請負費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第59号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第59号令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第59号令和4年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、人事異動等に伴う人件費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第59号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第60号

○議長（**武道 修司君**） 日程第4、議案第60号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第60号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、築上町私立幼稚園就園奨励費補助の手続に関する規則が廃止されたことに伴い、当該記載されている規則部分を削除するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第5. 議案第62号

日程第6. 議案第63号

日程第7. 意見書案第3号

日程第8. 意見書案第4号

日程第9. 意見書案第5号

○議長（武道 修司君） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第5、議案第62号令和4年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第9、意見書案第5号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と職員処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号令和4年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、意見書案第5号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と職員処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）については、委員会付託を省略し本日即決することに決定をいたしました。

日程第5、議案第62号令和4年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題と致します。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第62号令和4年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和4年6月16日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第62号は、令和4年度築上町一般会計補正予算（第3号）でございます。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額119億362万3,000円に7,199万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億7,561万8,000円と定めるものでございます。

予算の内容は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付に係る社会福祉費5,745万6,000円、子育て世帯生活支援特別給付金に係る児童福祉費1,410万1,000円、学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト事業採択による教育総務費43万8,000円

が、一応この中身でございます。

歳入については、国庫補助金と国庫委託金が含まれる、若干一般財源を3万8,000円ほど、一応補正に盛り込んでおるところでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 今の町長の説明に、もう少し詳しくお願いしたいんですが、まず、5,745万6,000円の住民非課税世帯、大体何件を対象にしているのか、その同じく子育て世帯生活支援特別給付金の内容も一緒でございます。それと、学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト委託金、内容を見ますと、講師料みたいな形なんですが、この事業、どのような形で我が町では進めていくのか、非常に題名が、こう子どもたちのためを思って、やっていただける事業、その一環なのかなという気がしますので、内容をもう少し詳しくお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課、種子でございます。ただいま御質問にありました住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について御説明させていただきます。

実際、令和3年度から実施してます住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、今回令和4年度が非課税の方に対しても、対象となる運びになりました。現時点で対象者の大体の数字をはじいたんですが、550件程度、その中から当然未申告の方とかも入れての数字になりますので、今後精査を進めた上で、支給対象の方には通知書のほうを発送する予定となっております。

後は、それに伴うシステム改修費と、あとは通信運搬費と振込手数料のほう予算計上させていただいております。

保険福祉課からは以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（**鍛冶 孝広君**） 学校教育課、鍛冶でございます。学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト、この件で御質問いただきましたので、答弁をさせていただきます。

このプロジェクトにつきましては、福岡県教育委員会が実施をしているプロジェクトでございます。そのプロジェクトに基づき、実践研究に基づく関連予算を計上させていただいております。

具体的な内容といたしまして、まず、「鍛ほめ」という言葉についてでございますが、これは、子どもたちを鍛えて褒めるということで、学力向上につながる方式を、福岡県教育委員会が掲げております。で、その通称「鍛ほめ福岡メソッド」、これを取り入れ、基礎学力の向上に向けた取り組みの実践研究校ということで、今年度、京築教育事務所管内で、築上町の築城小学校と築城中学校が指定を受けたというところでございます。

本関連予算については、9月定例会での補正予算計上を予定しておりましたが、関係校と協議

の結果、できるだけ早い時期から実施をしたいということでございまして、本6月議会定例会に追加提案をさせていただいたところでございます。

予算の内訳といたしましては、1校当たり20万円委託費が、県から支払われることになっておりまして、2校で40万円の歳入を計上しております。歳出につきましては、各校それぞれ講師謝金、費用弁償、消耗品等ございまして、総額43万8,000円計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。（発言する者あり）まだあった。すいません。（発言する者あり）もう1個ある、すいません。吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について説明させていただきます。

事業内容につきましては、令和3年度に実施しました給付金の実施要領とほぼ同じでございます。で、これは2本立てでございまして、県の事業と市町村の事業と2つございます。県が行う事業は児童扶養手当受給者で、ひとり親世帯の方を対象に県が行います。で、町はその申請の受付とか、窓口になるのみで支給については県が行います。市町村の行うところの、住民税均等割が非課税の子育て世帯につきましては、町役場で行います。児童1人当たり5万円支給する予定でございます。

本町におきましては、6月に通知して、昨年度と同じ時期7月中旬に振込みを行う予定でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 分かりました。給付金に関しては、今いろいろ今議会でも出てましたが、詐欺まがいのようなことということもあります。我が町ではそれはないとは思いますが、十分その辺りはしっかり精査をして、早く困窮者というかそういった方たちには、届けていただけるようにお願いします。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） ほかに。宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 非課税世帯の給付金でございますが、こちらは世帯と書いてあるんですけれども、家族一人一人という考えでいいのか、御夫婦で非課税世帯だったら、お二人にという考えでいいのかっていうのを確認させてください。

子育て世帯は非課税世帯ということで、全世帯ではないということで大丈夫ですね。ありがとうございます。

鍛ほめプロジェクトのほうなんですけれども、鍛ほめという言葉が、鍛えて褒めるのは大事ですが、学校が嫌いにならないように、やっぱり不登校等の心配もございますので、大事な研究だとは思いますが、学校が嫌いにならないような上手なプロジェクトを求めたいと思います。

1件だけ回答をお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課の種子でございます。ただいま御質問いただきました住民税非課税世帯等に関する臨時特別給付金についてでございます。あくまでも世帯当たり10万円ということでございますので、世帯員に関係なく世帯当たり10万円、世帯員が2人であっても4人であっても10万円という形になっております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。子育て世帯の給付につきまして、1つ補足が、追加がございます。町が行う部分につきましては、非課税世帯に加えて、家計急変者の方も受付を行います。これは、申請が必要でございますので周知を行いたいと思います。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） ありがとうございます。家計急変者、急に収入がなくなった方とかになるということですね。ありがとうございます。

すみません。対象者というのは、児童と先ほどおっしゃいましたが、大体前回と同じで、高校生までということでしょうかということ、質問です。あと、もう1つ、すみません、鍛ほめプロジェクトで聞いたかったのが、講師料が4万円とございますが、その講師からの講習を受ける対象というのはどういう方になるのでしょうか。先生方なのか、保護者も含めてとか、それか児童さんとか生徒さんになるのかというところで、対象者が誰なのか教えてください。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。対象児童の内訳でございますが、おっしゃるとおり高校生も含めます。それから、低所得の子育て世帯の中でも、対象が県の方は児童扶養手当受給者となっております。町が行う分につきましては、児童手当と特別児童扶養手当を受給している方となっております。特別児童扶養手当というのは、障がいのあるお子様が対象でございますので、年齢が二十歳までになります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛治 孝広君） 学校教育課、鍛治でございます。講師の対象というか、関係の質問でございますが、これは、今から実践研究の内容については、学校がいろいろ検討していくというふうに思っております。恐らく、講師、講演等については、学識経験者等を招聘して、事業改善に向けた指導助言を教職員を対象に受けるというようなことではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いい。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第62号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第62号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次の議案ですが、副町長の案件になりますので、八野副町長はここで退席をしてください。

〔副町長 八野 紘海君 退席〕

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第63号築上町副町長の選任についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第63号築上町副町長の選任について。築上町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年6月16日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第63号は、築上町副町長の選任でございます。

本案は、築上町副町長八野紘海氏が令和4年6月20日をもって任期満了になります。引き続き築上町副町長として八野紘海氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 本案は、築上町副町長に八野紘海氏を選任することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、電子表決システムで、同意、不同意を決定したいと思います。

投票が終わるまで、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） ただいまの出席議員は14名です。

1番、江本守議員については、事務局が補佐をいたします。

議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になりますと投票ができるようになりますので、よろしく願いをいたします。

システムのちょっと準備をしますので、しばらくお待ちください。

投票は、無記名投票といたします。選任に同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

それでは、ただいまより投票を開始いたします。それでは、始めてください。ボタンを押してください。どうぞ。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで締め切ります。よろしいですね。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） 投票結果です。

投票総数13票、賛成10票、反対3票、したがって、議案第63号の築上町副町長に八野紘海氏を選任することについては、同意とすることに決定をいたしました。

〔副町長 八野 紘海君 着席〕

○議長（**武道 修司君**） 続いていきます。

日程第7、意見書案第3号補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 意見書案第3号補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書（案）。上記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年6月16日、提出者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員江本守。賛成者、築上町議会議員北代恵。築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） ここで、塩田議員、説明をお願いいたします。

○議員（14番 塩田 文男君） 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充ということで、求める自治体の意見書（案）の陳情書でございます。全ての障がい者の方が明るく社会で生活ができ、特に築上町においても、障がいの方が住みやすいまちづくりであることが、私の信念でもありますが、聴力に障がいがあり、障害者総合支援法の身体障害者程度、級、2級から6級に該当する場合は、補聴器が補装器具費支給制度の対象になりますが、軽度、中等度難聴者については、補装具費用が対象になっておりません。ということで、かなり短く説明をいたしますが、以前築上町でも、人工内耳という形で、要綱の改正を行った経緯があります。人工内耳の場合もそうですが、手術代に400万円以上かかり、それについては、自立支援医療費や高額医療で補助はできますが、その外部機器、また消耗品等は、外部機器でも50万から80万、で、消耗品でも、2,000、3,000、1万と、取り替える電池については、2万という形で、様々な補助の対象がありますが、そういう消耗品については、補助の対象になってないという部分もあります。で、この今回の補聴器の改善についてもそうですが、例えば、幼少期の子どもたちが補聴器、人工内示等した場合、体が育っていく間に、サイズが合わないとか、消耗品が大体1年から2年くらいもつととっても、子どもの場合は、それを壊したり、落としたり、いろんなことで壊れると、保険もありますけど、補償対象にならない場合もありますし、様々な面で負担を強いられているところもあります。

よって、この補聴器の購入、これは今回については、2級から6級以外の方の支援を拡充するという内容でありますけども、ぜひ皆さんの考えで認めていただきたいと思って、賛成議員となりました。よろしく願いいたします。

○議長（武道 修司君） 賛成議員じゃない、提出議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 提出議員。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより意見書案第3号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。意見書案第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8、意見書案第4号国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 意見書案第4号国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）。上記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年6月16日、提出者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員江本守。賛成者、築上町議会議員北代恵。築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） 塩田議員、説明をお願いいたします。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 国民の祝日「海の日」の7月20日に固定化を求める意見書（案）について。国民の祝日海の日は、海の恩恵に感謝するとともに海洋日本の繁栄を願うことを趣旨とし、昭和16年に制定された海の記念の日を基に制定されました。海の記念日は、明治9年に明治天皇が東北地方に巡行の際、灯台視察船に明治丸で渡航し、同年7月20日に横浜港に無事に入港されたことを記念して制定された内容です。

このように、当初海の日として制定された7月20日は、海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、海洋国家を宣言した日であります。しかし、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー制度により、海の日は7月の第3月曜日となり、その年に日にちが変動する祝日になってしまいました。

我が国は国連加盟で193か国の中でもいち早く海の日を国民の祝日と定めた唯一の国です。日本の海の日の制定の趣旨を顧みれば、海を通じて人的文化的交流を図り、経済活動をおこなってきた我が国にとっては、7月20日を海の日と制定し、国民の認識を得ることは、海洋国家として当然のことと考えております。

よって、海の日を7月20日に戻し、我が国の改めて名実ともに、海洋国家という存在と言われるべく議員提案として成立をするという意見書案に私は提出議員になりました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより意見書案第4号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。意見書案第4号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9、意見書案第5号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と職員処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 意見書案第5号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と職員処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）。上記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年6月16日、提出者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員江本守。賛成者、築上町議会議員北代恵。築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員、説明をお願いいたします。塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） 保育所等の職員の待遇を求めるということで、今回この意見書については、職員配置と面積基準という形での意見書であります。

これについては、保育の最低基準として、この面積の基準の中で70年以上改善されたことがないという形になっておりますけども、まずは、慢性的な人員不足の解決がないまま今日に至っています。

保育利用が10時間を超える子どもたちに対し、配置基準の職員はおおむね時間外、8時間勤務です。このようなことを書かれているんですけども、今回のコロナ禍の中で、いろんな形で時間を費やされています。これは、認可保育と思うんですけども、認可外保育、例えば院内保育所とか、ドクター・看護師が手術やいろんな形、特にコロナ禍のことで、皆さん御存じと思いますが、保育士が何十時間も拘束されたと、こういった改善がなされてきていなかったということなんで、私は今回こういうところからまずスタートと思って、この内容に賛成議員として名前を連ねました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員、提出議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） すみません。提出議員です。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより意見書案第5号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。意見書案第5号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、先ほど副町長に選任されました八野紘海副町長がおられますので、まず御挨拶をお願いいたします。前へ、前へ、せっかくやけ、せっかくやから前へ。

○副町長（八野 紘海君） 先ほど、御承認いただきまして、本当にありがとうございます。私、50年、職員が32年、助役、副町長が18年ということで、約半世紀、この築上町役場に勤めさせていただいております。今後の4年間につきましては、新川町長を補佐するとともに、その経験を生かして、まちづくり、事務事業について、若い人につないでいければいいかなと思っております。そういうことで、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いします。（拍手）

○議長（武道 修司君） ここで、新川町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん大変ありがとうございました。2日に開会して15日間、ちょっと議案の数は少なかったと思いますけれど、全議案採択承認をいただきまして大変ありがとうございました。副町長も選任していただき、行政として、なお一層拍車をかけながら邁進してまいりたいと。なお、梅雨入りをしておりますし、皆さんにおかれましても、健康に御留意をしていただきながら、閉会中の活動、議会活動、委員会活動できるという採択しましたので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それともう一つ、一応議決をいただきましたけれども、一応中学校の交流に向けて、7月4日の日に、私と教育長とそれから生涯学習課長3名、それともう先発隊としては、レスリングの指導員を派遣するようになります。グアムに行つてまいりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、本当に6月第2回定例会ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） これで、令和4年第2回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員